

北見地区消防組合告示第 4 号

北見地区消防組合財務規則（令和 4 年北見地区消防組合規則第 3 号）第 101 条の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 26 日

北見地区消防組合
管理者 辻 直 孝

1 入札に付する工事の内容

- (1) 工 事 名 消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備更新工事
- (2) 工事場所 北見市寿町 2 丁目 1 番 28 号、他
- (3) 業 種 電気 A 等級
- (4) 工 期 令和 7 年 5 月 21 日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (5) 工事概要 消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の全更新

2 入札参加資格

(1) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に対象工事と同一の業種に登録されていること。

ウ 北海道内に建設業許可の本支店を有するものであること。

エ 告示の日から入札執行日までのいずれの日においても、北見市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による「電気通信工事業」に係る許可を有すること。

かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「電気通信工事業」に係る特定建設業の許可を有すること。

キ 次に掲げる基準を満たす建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

① 本工事における技術者の現場専任の要否

② 監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 申請者と3か月以上の雇用関係があること。

ク 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一の入札に参加していないこと。

① 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他

①、②と同視し得る特定関係があると認められる場合

ケ 本工事と同種の工事を元請として施工し完了した実績を有する者であること。

[同種・類似工事の基準]

・消防救急デジタル無線工事(平成 23 年 4 月 1 日以降)

かつ

・消防指令システム(Ⅱ型以上)工事(令和 2 年 4 月 1 日以降)

3 入札参加資格の審査に必要な申請書類、提出期間、提出場所及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、管理者から入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(様式 1)

イ 資本関係・人的関係調書(様式 2)

ウ 配置予定技術者調書(様式 3)

エ 類似工事施工実績調書(様式 4)

なお、申請書類は、北見地区消防組合消防本部総務課において告示の日から配付するほか、北見地区消防組合のホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 提出期間

令和 7 年 3 月 26 日から令和 7 年 4 月 4 日までの北見地区消防組合の休日に関する条例（平成 3 年北見地区消防組合条例第 6 号）第 1 条第 1 項に規定する組合の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(3) 提出場所

北見地区消防組合消防本部総務課（3 階）

〒090－0065

北見市寿町 2 丁目 1 番地 28 号

電話 0157－25－1515

FAX 0157－25－8155

(4) 提出方法

持参または郵送による。（郵送の場合は、当日消印可）

(5) 入札参加資格審査の結果については、令和 7 年 4 月 8 日に通知する。

なお、この通知は、入札時に使用するので保管しておくこと。

4 入札参加資格がないと認めた者への理由の説明

(1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、令和 7 年 4 月 15 日までに北見地区消防組合管理者（提出先 消防本部総務課）に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外（郵送、ファクシミリ等）による提出は受け付けない。

(2) (1) の説明を求めた者に対し令和 7 年 4 月 21 日までに書面により回答する。

5 入札説明書を交付する期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 3 月 26 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 場所

3（3）に同じ。

なお、北見地区消防組合のホームページからもダウンロードすることができる。

6 設計図書を配付する期間及び場所

(1) 期間

令和 7 年 3 月 26 日から入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

(2) 場所

3（3）に同じ。

なお、設計図書の配付対象者は、北見市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に、対象工事と同一の業種に登録されている者とする。

7 設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面（様式 8）により持参、郵送又はファクシミリにより提出を受け付ける。

(2) 提出先及び期限

3（3）へ入札日の 5 日前（5 日前が休日に当たる場合は、前開庁日）までに提出すること（質疑事項がない場合は提出不要）。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面（様式 9）によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの休日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで、3（3）の場所において閲覧に供する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和 7 年 4 月 23 日 午後 1 時 30 分

(2) 入札及び開札の場所

北見市役所 本庁舎 5 階入札室（北見市大通西 3 丁目 1 番地 1）

(3) 入札方法

入札書、工事費内訳書及び 3（5）の結果通知の写しを持参すること。

9 契約事項を示す場所

3（3）の場所で閲覧に供する。

10 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要する。契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上。

ただし、次に掲げる方法のいずれかによる。

- ① 契約保証金の納付（現金による納付）
- ② 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ③ 金融機関（銀行等）又は前払保証事業会社による保証
- ④ 公共工事履行保証による保証
- ⑤ 履行保証保険契約の締結

(3) 予定価格の公表

事後公表

(4) 支払条件

① 前金払

契約金額の 4 割以内に相当する額。

② 中間前金払

契約締結時に、中間前金払か部分払を選択し、中間前金払を選択した場合、前金払の支払いを受けた後、規定の要件を満たした場合、契約金額の2割以内に相当する額。

③ 部分払

契約締結時に部分払を選択した場合に支払う。既成部分の10分の9以内を限度とする。

(5) 調査基準価格の設定

設定する。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(8) 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。

(9) 本告示に記載のない事項等詳細は、対象工事の入札説明書による。

11 契約担当

3 (3) に同じ。